

十勝から死亡労働災害をなくしましょう

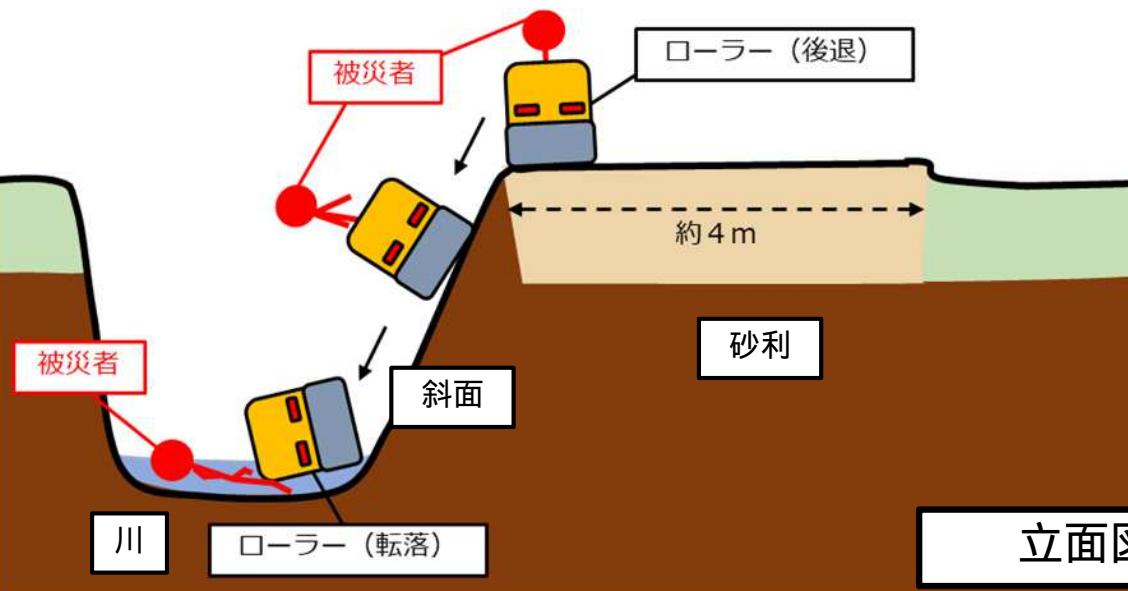
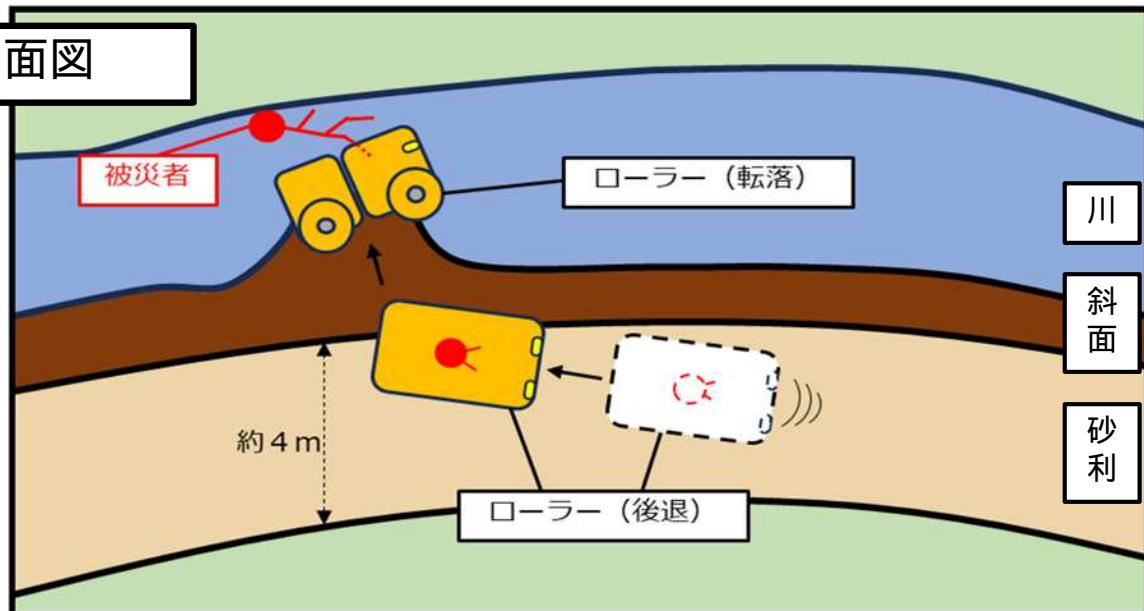
令和7年8月、十勝管内土木工事現場において、**車両系建設機械の転落による死亡労働災害**が発生しました。

令和6年に帯広労働基準監督署管内で発生した死亡労働災害が6件（内、建設業2件）であるところ、**令和7年に発生した死亡労働災害は既に6件（内、建設業は4件）**となっており、死亡労働災害の撲滅が急務となっています。

災害概要

被災者は、乗用のローラーを運転し、道幅約4メートルの砂利道の転圧作業を行っていたところ、砂利道の路肩からローラーごと転落し、約3.4メートル下の川まで投げ出されたものです。

平面図



厚生労働省・北海道労働局・帯広労働基準監督署

〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎

TEL (0155) 97-1244 (安全衛生課)



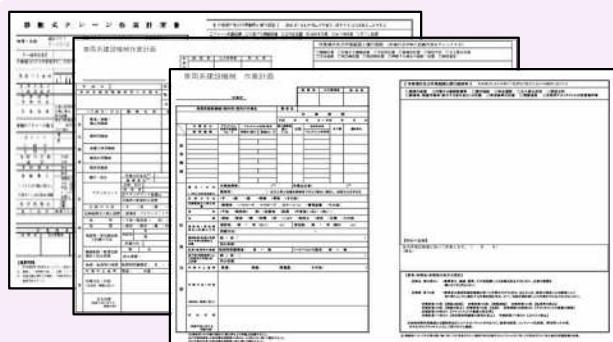
作業における注意事項

車両系建設機械には、締固め用機械（ローラー等）のほか、整地・運搬・積み込み用機械（トラクター・ショベル等）、掘削用機械（ドラグ・ショベル等）、基礎工事用機械（くい打機等）、コンクリート打設用機械、解体用機械があります。これらを用いて作業を行うとき、運転者や周囲の作業者の安全のため、法令に基づく措置を講じる必要があります。

1. 作業計画を作成しましょう！（安衛則第154条、155条）

事業者は、機械の転落や地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、**あらかじめ地形・地質の状態等を調査し、その結果を記録する必要があります。**

また、当該調査の結果に適用する**作業計画を定め**、法定の事項等を示す必要があります。



○法定の事項

- ・使用する機械の種類及び能力
- ・運行経路
- ・作業の方法

○法定以外の事項（一例）

- ・運行可能箇所の明示方法（バリケード等）
- ・歩行者の歩行可能位置
- ・合図の方法（無線・ホイッスル等）

2. 転落等の防止措置を講じましょう！（安衛則第157条第1項）

事業者は、機械の転落等による危険を防止するため、**「路肩の崩壊防止」「地盤の不同沈下防止」「必要な幅員の確保」**を行う必要があります。

3. 誘導員を配置しましょう！（安衛則第157条第2項）

事業者は、機械の転落等による危険の防止のため、**誘導員を配置してその者に誘導を行わせるか、設定等が適正に行われたガードレールや標識の設置を行う必要があります。**



Check! 運転者は誘導者の誘導に従うよう、法令上定められています！

安衛則第157条第3項（抜粋）： 車両系建設機械の運転者は、誘導者が行う転落等の防止等の誘導に従わなければならない。

リスクアセスメントを実施しましょう

労働災害防止のため、法令に基づく措置を講じるほか、**リスクアセスメント**を実施することが重要かつ効果的です。職場のあんぜんサイトHPの実施支援システムの活用や、独自様式を用いた実施をご検討ください。



職場のあんぜんサイト



参考資料を
ダウンロード！

労務管理、安全衛生情報を随時掲載！

帯広労働基準監督署からのお知らせ

検索

